「神戸市国民健康保険料延滞金事務取扱要綱」の改正並びに「神戸市後期高齢者 医療保険料延滞金事務取扱要綱」及び「神戸市介護保険料延滞金事務取扱要綱」 の制定に対する意見の内容及び意見に対する市の考え方

○実施期間:令和4年2月25日(金)~令和4年3月26日(土)まで

○意見数 : 1人(1件)

No.	意見の概要	神戸市の考え方
1	今回の取り扱い改正案に、賛成であ	本市としては、延滞金は本料に付随し
	る。	ているものと解釈します。
	本料が 2 年の時効で消滅し或いは完	短期消滅時効を定めた法の趣旨を鑑み
	済して消滅しているのに、延滞金だけ5	ても、延滞金の時効を本料と同一とする
	年の時効消滅まで催促し続けるという	ことが合理的な運用であると考えます。
	のは、不合理である。	本市としても、本料が時効消滅となる
	本料が時効消滅するまでの早期の間	までの納付促進に努め、収納率の向上を
	に、延滞金も含めて集中的に国保料等	図るとともに公平性の確保に努めてまい
	の納付促進を全力で図ることが重要で	ります。
	ある。	